**様式第十一号**（第十条の十関係）

|  |
| --- |
|  廃 止産業廃棄物処理業 　 　 届出書 変 更年　　月　　日　　東京都知事　殿 届出者  郵便番号  住　　所   氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号  ＦＡＸ  　　　　年　　月　　日付け第13- - 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係 廃止る以下の事項について 　 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に 変更おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 |
|  | 新 | 旧 |
| 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） |  |  |
| 変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項） |
|  | （変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 |
| （ふ り が な）名　　　　　称 | 住　　　　　　　所 |
|  |  |
| （変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 |
| （ふ り が な）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 |  |
| 担当者又は担当部署 |  |
| 備考　１　この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第3号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。　２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

（日本産業規格　Ａ列４番）

**様式第十七号**（第十条の二十三関係）

|  |
| --- |
|  　 廃 止特別管理産業廃棄物処理業 　　 　　届出書 　 変 更　　　年　　月　　日　　　東京都知事　殿 届出者  郵便番号  住　　所   氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号  ＦＡＸ  　　年　　月　　日付け第13- - 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処 　　　　 廃止理業に係る以下の事項について 　 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5 　　　　変更第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 |
|  | 新 | 旧 |
| 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。） |  |  |
| 変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項） |
|  | （変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 |
| （ふ り が な）名　　　　　称 | 住　　　　　　　所 |
|  |  |
| （変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 |
| （ふ り が な）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 |  |
| 担当者又は担当部署 |  |
| 備考　１　この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第3号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。　２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

（日本産業規格　Ａ列４番）

**新旧対照表①（届出用）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の有　無 | 変更事項 | 変更内容 |
| 変更後 | 変更前 |
| 有・無 | （ふりがな）法人の名称、個人事業者の氏名 | （　　　　　　　　　　　　） | （　　　　　　　　　　　　） |
| 有・無 | 法人の本店所在地、個人事業者の住所、連絡先 | 電話番号： | 電話番号： |
| 有・無 | 法人の代表者 | 新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり |
| 有・無 | 法人の役員等、政令使用人等 |
| 有・無 | 株主、出資者 |
| 有・無 | 運搬車両・船舶 | 運搬車両一覧のとおり |
| 有・無 | 運搬車両用の駐車場所在地 |  |  |
| 有・無 | 取り扱う産業廃棄物の種類の減少 |  |  |
| 有・無 | 政令市（八王子市）における積替え保管許可の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 有・無 | その他 |  |  |

 　注　記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

**新旧対照表②（届出用）**

　・全ての法人の役員等（代表取締役、役員、政令使用人、株主等）について全て記載してください。

　・この表の新（役員、政令使用人、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、都に登録がなく、今回新たに就任する方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 新（役員、政令使用人、５％以上の株主等） | 旧（役員、政令使用人、５％以上の株主等） |
|  １ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
|  ２ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| ３ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
|  ４ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
|  ５ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
|  ６ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| ７ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| ８ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| ９ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| １０ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| １１ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| １２ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| １３ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| １４ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |
| １５ |  役職名等 氏 名 等 |  役職名等 氏 名 等 |

**新任者一覧表**

・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（都に登録のない方）のみ記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ふ り が な）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　　　　所 |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| 　　5 | （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| 10 | （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |
| （　　　　　　 　） |  |  |
|  |  |

誓　約　書

　届出者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

東京都知事殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

政令使用人に関する証明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

東京都知事殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の１０に規定する「政令で定める使用人」であることを証します。

記

氏　　名

役　　職

勤務場所（事業所名、住所）

業務内容

以上

**－　運搬車両一覧　－**

**新規　　　台（隻）　　　抹消　　　台（隻）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（kg） | 所有者又は使用者 | 備考 |
| １ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| ２ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| ３ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| ４ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| ５ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| ６ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| ７ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| ８ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| ９ |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 10 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 11 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 12 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 13 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 14 |  |  |  |  | 新規・抹消 |
| 15 |  |  |  |  | 新規・抹消 |

　※届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

　　　新規＝新しく登録する車両　　抹消＝今回登録を抹消する車両

　　　注）既に登録済みで、引き続き使用する車両については記載不要です。

　※東京都環境局ホームページ内「産業廃棄物処理業者情報の検索」で現在登録中の車両を確認できます。

**運搬車両の写真**

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 前面写真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。　　　注意事項　　　　・**車両の前面を真正面**から撮影すること。　　　　・ナンバープレートを確認できること。　　　　・船舶の場合は、船舶の全体及び船舶名が確認できるように撮影すること。・不鮮明な写真は、再提出となる場合があります。 |
| 側面写真 | 注意事項　　　　・**車両の側面を真横から車両全体が分かるように**撮影すること。　　　　・名称等の車体の表示が確認できること。・不鮮明な写真は、再提出となる場合があります。 　　　　　　　　　産業廃棄物収集運搬車は、車両の両側面に「産業廃棄物 　　　　　　　　収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号の下６桁」 　　　　　　　　を表示すること　　　　　　　　　車体の表示が読み取れない場合には、別途、当該部分を接写した写真を３枚目として添付すること。　車体の表示の接写については、車両毎に１枚ずつ添付すること。※新規申請で他の自治体において既に産業廃棄物処理業許可を取得している場合、車体の表示が必要です。 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

（第十条の十の三、第十条の二十四関係）

|  |
| --- |
| 　 　　 　　　　　　産業廃棄物処理業　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　欠格要件該当届出書 　　　　　　特別管理産業廃棄物処理業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 　　月　　　日　　東京都知事　殿 届出者  郵便番号  住　　所   氏　　名 　　　　　　　　　　　　　 　　　　 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号  ＦＡＸ　 産業廃棄物処理業　　　　　　　　　　　　　　 に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、 特別管理産業廃棄物処理業　　　　 　　　第１４条の２第３項　 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　 　　　　　　 　において準用する第７条の２第 　　　　 　　　第１４条の５第３項　４項の規定により､関係書類等を添えて届け出ます｡ |
| 許　可　番　号 | 第　１３　－　　　　－　　　　　　　　　　　号 |
| 許 可 年 月 日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
|  欠格要件に該当する　に至った年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
|  欠格要件に該当するに至った具体的な事由  （裏面の該当する条項の欄に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。）  |
| 備考　 |

（日本産業規格　Ａ列４番）

（裏面）

・欠格要件に該当するに至った事由に丸印を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| ― | 法第１４条第５項第２号イ |
| ― |  | 法第７条第５項第４号 |
|  | イ | 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの |
|  | ロ | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
|  | ハ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
|  | ニ | この法律、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
|  | ホ | 第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第１４条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
|  | ヘ | 第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
|  | ト | ヘに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
|  | 法第１４条第５項第２号ハ 　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第７条第５項第４号イからヘまでのいずれかに該当するもの |
|  | 法第１４条第５項第２号ニ　　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第７条第５項第４号イからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの |
|  | 法第１４条第５項第２号ホ　　個人で政令で定める使用人のうちに法第７条第５項第４号イからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの |